



山形県公報

平成26年3月25日(火)

号 外 (5)

目 次

規 則

- 山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 2
- 山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (県民文化課) …同
- 山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) … 5
- 置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) … 8
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (食品安全衛生課) …11
- 山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… (若者支援・男女共同参画課) …同
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… (健康福祉企画課) …12
- 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (健康長寿推進課) …13
- 山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則…………… (同) …18
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) …同
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …19
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …26
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …同
- 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …同
- 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… (中小企業振興課) …27
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則… (工業戦略技術振興課) …同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …32
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) …34
- 山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… (教 育 庁) …41

規 則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第9条第1項に規定する法人を定める規則(平成20年3月県規則第41号)の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 山形県公立大学法人

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県県税証紙取扱手数料交付規則の一部を改正する規則

山形県県税証紙取扱手数料交付規則（昭和43年9月県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「105,000円」を「108,000円」に改め、同条第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別紙様式中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の山形県県税証紙取扱手数料交付規則の規定は、平成26年7月1日以後に交付すべき県税証紙取扱手数料について適用し、同日前に交付すべき県税証紙取扱手数料については、なお従前の例による。

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県民会館条例施行規則（昭和39年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分			使 用 料 の 額					
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の時 間	
入場料金を 領収しない 場合及び 300円以下 の入場料金を 領収する 場合	ホール	平日	18,400円	27,500円	34,700円	78,800円	1時間当たり 10,900円	
		土曜日等	22,300円	32,100円	41,300円	94,000円	1時間当たり 12,400円	
	地下講堂	平日	2,620円	2,890円	3,800円	8,680円	1時間当たり 1,040円	
		土曜日等	3,020円	3,540円	4,590円	10,520円	1時間当たり 1,180円	
	会議室		1,180円	1,700円	2,090円	4,980円	1時間当たり 520円	
	展示室		1,040円	1,180円	1,570円	3,800円	1時間当たり 520円	
	300円を超 え1,000円 以下の入場 料金を領収 する場合	ホール	平日	27,600円	41,250円	52,050円	118,200円	1時間当たり 16,350円
			土曜日等	33,450円	48,150円	61,950円	141,000円	1時間当たり 18,600円
地下講堂		平日	3,930円	4,330円	5,700円	13,020円	1時間当たり 1,560円	
		土曜日等	4,530円	5,310円	6,880円	15,780円	1時間当たり 1,770円	

	会議室		1,770円	2,550円	3,130円	7,470円	1時間当たり 780円
	展示室		1,560円	1,770円	2,350円	5,700円	1時間当たり 780円
1,000円を 超え3,000 円以下の入 場料金を領 収する場合	ホール	平日	36,800円	55,000円	69,400円	157,600円	1時間当たり 21,800円
		土曜日等	44,600円	64,200円	82,600円	188,000円	1時間当たり 24,800円
	地下講堂	平日	5,240円	5,780円	7,600円	17,360円	1時間当たり 2,080円
		土曜日等	6,040円	7,080円	9,180円	21,040円	1時間当たり 2,360円
	会議室		2,360円	3,400円	4,180円	9,960円	1時間当たり 1,040円
	展示室		2,080円	2,360円	3,140円	7,600円	1時間当たり 1,040円
3,000円を 超え5,000 円以下の入 場料金を領 収する場合	ホール	平日	40,480円	60,500円	76,340円	173,360円	1時間当たり 23,980円
		土曜日等	49,060円	70,620円	90,860円	206,800円	1時間当たり 27,280円
	地下講堂	平日	5,760円	6,350円	8,360円	19,090円	1時間当たり 2,280円
		土曜日等	6,640円	7,780円	10,090円	23,140円	1時間当たり 2,590円
	会議室		2,590円	3,740円	4,590円	10,950円	1時間当たり 1,140円
	展示室		2,280円	2,590円	3,450円	8,360円	1時間当たり 1,140円
5,000円を 超える入場 料金を領収 する場合	ホール	平日	46,000円	68,750円	86,750円	197,000円	1時間当たり 27,250円
		土曜日等	55,750円	80,250円	103,250円	235,000円	1時間当たり 31,000円
	地下講堂	平日	6,550円	7,220円	9,500円	21,700円	1時間当たり 2,600円
		土曜日等	7,550円	8,850円	11,470円	26,300円	1時間当たり 2,950円
	会議室		2,950円	4,250円	5,220円	12,450円	1時間当たり 1,300円
	展示室		2,600円	2,950円	3,920円	9,500円	1時間当たり 1,300円

別表第2項の表舞台設備の項中「1,660円」を「1,700円」に、「4,220円」を「4,340円」に、「630円」を「640円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「4,730円」を「4,860円」に、「830円」を「850円」に、「700円」を「720円」に

改め、同表ピアノの項中

10,230円
5,110円
2,550円

を

10,520円
5,250円
2,620円

に改め、同表映写設備の項中

7,670円	を	7,880円	に改め、同表音響設備の項中	2,550円	を	2,620円
3,830円		3,930円		1,150円		1,180円
1,150円		1,180円		1,150円		1,180円
890円		910円		510円		520円
1,660円		1,700円		1,020円		1,040円
				830円		850円
		830円		850円		
		950円		970円		
		830円		850円		
		630円		640円		
		830円		850円		
		830円		850円		
		1,020円		1,040円		
		1,020円		1,040円		
		1,150円		1,180円		
		1,150円		1,180円		
		1,270円		1,300円		
		250円		250円		
		3,830円		3,930円		

に改め、同表照明設備の項中「1,020円」を「1,040円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「2,810円」を「2,890円」に、「1,910円」を「1,960円」に、「630円」を「640円」に、「380円」を「390円」に、「760円」を「780円」に、「510円」を「520円」に、「700円」を「720円」に改め、同別表第3項の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額				左記以外の時間
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	
平日	9,200円	13,750円	17,350円	39,400円	1時間当たり 5,450円
土曜日等	11,150円	16,050円	20,650円	47,000円	1時間当たり 6,200円

別表第4項の表中 1,270円 を 1,300円 に改め、同別表第5項の表中

310円 を 320円 に改め、同別表第6項の表中「4,600円」を「4,730円」に、「510円」を

310円
310円
810円

320円
320円
830円

「520円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県郷土館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第1会議室	1,080円	1,350円	1,620円
第2会議室	1,080円	1,350円	1,620円
第1ギャラリー	580円	730円	870円
第2ギャラリー	1,080円	1,350円	1,620円
第3ギャラリー	1,160円	1,460円	1,750円
第4ギャラリー	1,080円	1,350円	1,620円
第5ギャラリー	1,100円	1,380円	1,650円
第6ギャラリー	1,270円	1,590円	1,900円
第7ギャラリー	590円	740円	880円
第8ギャラリー	1,100円	1,380円	1,650円
ホール	7,040円	8,800円	10,560円
中庭	3,200円	4,000円	4,800円

別表第1項第2号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第1会議室	2,160円	2,700円	3,240円
第2会議室	2,160円	2,700円	3,240円
第1ギャラリー	1,160円	1,460円	1,740円
第2ギャラリー	2,160円	2,700円	3,240円
第3ギャラリー	2,320円	2,920円	3,500円

第4ギャラリー	2,160円	2,700円	3,240円
第5ギャラリー	2,200円	2,760円	3,300円
第6ギャラリー	2,540円	3,180円	3,800円
第7ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第8ギャラリー	2,200円	2,760円	3,300円
ホール	14,080円	17,600円	21,120円
中庭	6,400円	8,000円	9,600円

別表第1項第3号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第1会議室	2,370円	2,970円	3,560円
第2会議室	2,370円	2,970円	3,560円
第1ギャラリー	1,270円	1,600円	1,910円
第2ギャラリー	2,370円	2,970円	3,560円
第3ギャラリー	2,550円	3,210円	3,850円
第4ギャラリー	2,370円	2,970円	3,560円
第5ギャラリー	2,420円	3,030円	3,630円
第6ギャラリー	2,790円	3,490円	4,180円
第7ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第8ギャラリー	2,420円	3,030円	3,630円
ホール	15,480円	19,360円	23,230円
中庭	7,040円	8,800円	10,560円

別表第1項第4号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第1会議室	540円	670円	810円
第2会議室	540円	670円	810円
第1ギャラリー	290円	360円	430円
第2ギャラリー	540円	670円	810円
第3ギャラリー	580円	730円	870円
第4ギャラリー	540円	670円	810円
第5ギャラリー	550円	690円	820円
第6ギャラリー	630円	790円	950円
第7ギャラリー	290円	370円	440円
第8ギャラリー	550円	690円	820円
ホール	3,520円	4,400円	5,280円
中庭	1,600円	2,000円	2,400円

別表第1項第6号中「1,630円」を「1,670円」に改め、同表第2項の表中

「5,300円」を

「5,450円」に、

400円
1,010円
500円
1,010円
810円
1,010円
500円
500円

を

410円
1,030円
510円
1,030円
830円
1,030円
510円
510円

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

置賜文化ホール条例施行規則（平成18年3月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中	15,750円	21,000円	21,000円	1時間当たり 7,870円	4,200円	4,510円
	23,620円	31,500円	31,500円	1時間当たり 11,800円		
	31,500円	42,000円	42,000円	1時間当たり 15,740円		
	7,870円	10,500円	10,500円	1時間当たり 3,930円	430円	470円
	750円	1,000円	1,000円	1時間当たり 370円		
	600円	800円	800円	1時間当たり 300円	430円	470円
	520円	700円	700円	1時間当たり 250円	400円	400円
	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円
	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	200円	200円
	900円	1,200円	1,200円	1時間当たり 450円	90円	90円
	600円	800円	800円	1時間当たり 300円	50円	50円
	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円
	370円	500円	500円	1時間当たり 180円	20円	20円
	3,750円	5,000円	5,000円	1時間当たり 1,870円	710円	670円
	5,620円	7,500円	7,500円	1時間当たり 2,800円		
	7,500円	10,000円	10,000円	1時間当たり 3,740円		

を

16,200円	21,600円	21,600円	1時間当たり 8,090円	4,320円	4,630円
24,290円	32,400円	32,400円	1時間当たり 12,130円		
32,400円	43,200円	43,200円	1時間当たり 16,180円		
8,090円	10,800円	10,800円	1時間当たり 4,040円		
770円	1,020円	1,020円	1時間当たり 380円	440円	480円
610円	820円	820円	1時間当たり 300円	440円	480円
530円	720円	720円	1時間当たり 250円	410円	410円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
920円	1,230円	1,230円	1時間当たり 460円	90円	90円
610円	820円	820円	1時間当たり 300円	50円	50円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
3,850円	5,140円	5,140円	1時間当たり 1,920円	730円	680円
5,780円	7,710円	7,710円	1時間当たり 2,880円		
7,710円	10,280円	10,280円	1時間当たり 3,840円		

に改め、同別表第2項の表

中

3,800円	を	3,900円	に、	1,500円	を	1,540円	に、
6,000円		6,170円		2,000円		2,050円	
				1,000円		1,020円	
				800円		820円	
				1,000円		1,020円	
				1,000円		1,020円	
				500円		510円	

700円
2,000円

を

720円
2,050円

に、

500円
50円
100円
4,000円
1,000円
5,000円
8,000円
1,500円
4,000円
1,500円
1,000円
1,000円
1,000円
2,500円
1,200円
700円
700円
1,000円
1,000円
500円
500円
500円
500円
500円

を

510円
50円
100円
4,110円
1,020円
5,140円
8,220円
1,540円
4,110円
1,540円
1,020円
1,020円
1,020円
2,570円
1,230円
720円
720円
1,020円
1,020円
510円
510円
510円
510円
510円

に、

		500円	510円
		500円	510円
		1,000円	1,020円
		1,000円	1,020円
		2,000円	2,050円
「	「	「	「
1,200円	1,230円	1,000円	1,020円
2,000円	2,050円	1,000円	1,020円
2,000円	2,050円	1,000円	1,020円
2,000円	2,050円	1,000円	1,020円
2,000円	2,050円	1,000円	1,020円
200円	200円	3,000円	3,080円
1,000円	1,020円	1,000円	1,020円
500円	510円	1,000円	1,020円
」	」	」	」

を に、 を に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「及び営業全部の禁止」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄第9項第1号ホ中「及び営業の全部の禁止」を削る。

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県男女共同参画センター条例施行規則（平成13年3月県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

580円

 を

590円

 に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

880円
12,300
17,400

 を

900円
12,600
19,000

 に、

9,580
7,310
16,200
50,900
4,300
7,410
3,070
13,100
60,600
4,300
7,410

を

10,400
7,340
17,500
56,800
5,070
8,750
3,280
15,500
71,500
5,070
8,750

 に、

9,880
41,900
4,300
7,410
26,500
84,100

を

11,700
47,000
5,070
8,750
27,700
88,300

 に、

42,200

を

44,200

 に、

840	を	860	に改める。
630		640	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号**山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(従業者)

第3条 条例第5条第1項に規定する介護支援専門員の員数は、1以上とする。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条に規定する規程の概要

(2) 介護支援専門員の勤務の体制

(3) 苦情への対応方法

(4) 事故発生時の対応方法

(5) 利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、条例第7条第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はそ

の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定居宅介護支援事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護支援を行う場合は、その提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅介護支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第11条 条例第10条の規定による方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよ

- うにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
 - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
 - (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
 - (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
 - (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
 - (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
 - (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
 - (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
 - (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - (13) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
 - イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - ロ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
 - (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
 - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
 - (15) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
 - (16) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
 - (17) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の保健医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。
 - (18) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の保健医療サービスを位置

付ける場合にあつては、当該保健医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、保健医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (22) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (23) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (24) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

2 前項第3号から第11号までの規定は、同項第12号の居宅サービス計画の変更について準用する。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託している場合にあつては、当該連合会。以下この条において同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（同条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス及び法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第13条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第14条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第15条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第16条 条例第11条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(掲示)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第4条第1項各号に掲げる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第20条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、条例第15条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、条例第15条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。
(事故発生時の対応)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、条例第16条の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録)

第24条 条例第17条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 利用者ごとの次に掲げる記録
 - イ 居宅サービス計画の記録
 - ロ アセスメントの結果の記録
 - ハ サービス担当者会議等の記録
 - ニ モニタリングの結果の記録

- (3) 第14条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第21条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第22条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第25条 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第11条」とあるのは「第18条において準用する条例第11条」と、第9条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県介護学習センター条例施行規則を廃止する規則

山形県介護学習センター条例施行規則（平成12年11月県規則第128号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第45条中「第18条第2項」を「第18条第1項」に改める。

第46条第1項第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第2号中「及びこの条」を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第18条第2項」に改める。

第47条第1項第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第2号中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの条」を削り、同項第3号中「及びこの条」を削り、同条第2項中「第18条第1項」を「第18条第2項」に改め、第2章第4節中同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第47条の2 条例第31条の2第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、条例第47条において準用する条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に

規定する基準を満たしていること。

(3) 条例第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第31条の2の場合において、この節（第45条（第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

第62条中「、第47条」を「から第47条の2まで」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 共同生活介護（第97条―第112条）」を「第7章 削除」に、「第13章 共同生活援助（第150条―第153条）」を「第13章 共同生活援助

―第153条）」を 第1節 指定共同生活援助（第150条―第153条） に、

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第153条の2―第153条の8）」

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第155条・第156条）」を「第15章 削除」に改める。

第62条第1項第2号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第77条中「基準は」を「要件は」に改め、同条第2号中「及びこの条」を削り、「又は」を「、山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）第31条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、同条例第47条において準用する同条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第3号中「及びこの条」を削る。

第79条第1項第2号中「指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は指定共同生活援助事業者」を「、指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護、」を削り、「）又は」を「）、」に、「（以下」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下）」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等）」に改め、「指定共同生活介護事業所、」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」に、「を当該指定共同生活介護事業所等」を「を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所又は」を「指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は」に改め、同号イ中「、指定共同生活介護」を削り、「又は児童福祉法」を「、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法」に改める。

第86条第2号中「指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第88条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第112条まで 削除

第123条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第123条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第125条中「第17条、」、「第102条、」、「第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第102条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とを削る。

第134条中「第17条、」及び「第102条、」を削り、「及び第115条」を「第115条及び第123条の2」に改め、「第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第102条第2項中「支給決定障害者が」を「第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」に、「第144条」を「第170条の2第1項」に、「が」と読み替える」を「」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替える」に改める。

第13章中第150条の前に次の節名を付する。

第1節 指定共同生活援助

第150条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

- イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- ロ 区分省令第1条第5号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ハ 区分省令第1条第6号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- ニ 区分省令第1条第7号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第150条の次に次の5条を加える。

（設備）

第150条の2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

2 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

- 3 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 4 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 5 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 6 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 7 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とする。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（入退居）

第150条の3 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第150条の4 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第150条の5 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該支給決定障害者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該支給決定障害者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第150条の6 サービス管理責任者は、第153条において準用する第46条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第151条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「家事等」を「介護又は家事等」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第151条の次に次の2条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第151条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第151条の3 条例第106条の3の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第152条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第152条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第152条の次に次の4条を加える。

（支援体制の確保）

第152条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第152条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第152条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

（揭示）

第152条の5 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 条例第106条の3に規定する運営規程の概要
- (2) 従業員の勤務の体制
- (3) 前条第1項に規定する協力医療機関
- (4) 前条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）
- (5) 苦情への対応方法
- (6) 事故発生時の対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

第153条中「、第98条から第103条まで、第105条、第106条及び第108条から第111条まで」を「及び第123条の2」に、「第153条において準用する第110条第1項」を「第152条の4第1項」に、「第153条において準用する第110条第2項」を「同条第2項」に、「第107条において準用する条例第68条」を「第106条の3」に、「第153条において準用する第101条第1項」を「第150条の5第1項」に、「第153条において準用する第101条第2項」を「第150条の5第2項」に、「第103条第1項中「第112条」とあるのは「第153条」と、第111条第1号中「条例」とあるのは「条例第107条において準用する条例」を「第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助

（従業者）

第153条の2 条例第107条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第153条の3 条例第107条の6の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第107条の7に規定する運営規程の概要
- (2) 従業員の勤務の体制
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者及び受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容
- (4) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護のサービスを行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称
- (5) 苦情への対応方法
- (6) 事故発生時の対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利

用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第153条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第153条の5 条例第107条の7の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第153条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第153条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第153条の8 第7条、第9条から第12条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第42条、第46条、第48条、第54条、第59条、第60条、第71条、第123条の2、第150条の2から第151条の2まで及び第152条の2から第152条の5までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する第150条の5第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第153条の8において準用する第150条の5第2項」と、第30条第1項及び第2項中「第17条」とあるのは「第107条の8において準用する条例第17条」と、第31条中「第18条」とあるのは「第107条の8において準用する条例第18条」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「外

部サービス利用型共同生活援助計画」と、第60条中「第34条第2項」とあるのは「第107条の8において準用する条例第34条第2項」と、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する第42条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第153条の8において準用する第71条」と、同条第4号中「第33条第2項」とあるのは「第107条の8において準用する条例第33条第2項」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第153条の8」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第150条の6中「第153条」とあるのは「第153条の8」と、第151条第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と、第152条の5第1号中「第106条の3」とあるのは「第107条の7」と、同条第3号中「前条第1項」とあるのは「第153条の8において準用する前条第1項」と、同条第4号中「前条第2項」とあるのは「第153条の8において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第155条及び第156条 削除

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項第1号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第5項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条（第153条）」を「第150条の2（第153条の8）」に、「第98条第1項」を「第150条の2第1項」に改める。

附則第6項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改める。

附則第7項の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第112条又は第153条」を「第153条又は第153条の8」に改める。

附則第8項中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第9項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条第5項」を「第150条の2第5項」に、「第153条」を「第153条の8」に改める。

附則第10項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「第104条第3項」を「第151条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第11項中「第104条第3項」を「第151条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に、「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第12項中「第97条第1項第2号ロ」を「第150条第1項第2号ロ」に改める。

附則第13項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第98条（第153条）」を「第150条の2（第153条の8）」に、「第98条第5項」を「第150条の2第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第34号。以下「改正条例」という。）附則第3項に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第153条の2の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定により、同項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされたものについて、新規則第153条の6第4項の規定を適用する場合には、この規則の施行の日

以後最初の指定の更新（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条第1項に規定する指定の更新をいう。）までの間は、新規規則第153条の6第4項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ(イ)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第3号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第43条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所である場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

第67条第4項中「第37条第1項第2号ロ及びニ、第7項並びに」を「第37条第1項第2号ニ及び」に改める。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号イ(イ)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）の一部を次のように改正する。
別表2設備の項の表を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
出力設備	カラーレーザープリンタ	1枚当たり	60円
	大型紙対応カラープリンタ		日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあつては1,200円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあつては1,000円
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

部門	機 械 及 び 器 具	単 位	金 額
繊維	染色装置	30分	730円
	繊維引張試験機	30分	520円
	染色堅ろう度試験機	30分	470円
	熱画像解析装置	1時間	450円
	より 撚数測定器	30分	280円
	繊維測定器	30分	250円
	繊維実体顕微鏡	30分	350円

木工	一般木工工作機械（のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロックキング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等）	30分	220円
	一般木工プレス機械（組立プレス、フラッシュプレス等）	30分	40円
	NC木工機械（NCルーター、NCラジアルソー）	30分	1,270円
	低温恒温恒湿機	1時間	1,970円
窯業建材	微粉碎機	1時間	410円
	粗粉碎機	30分	2,000円
	土練機	30分	510円
	エックス線回折装置	30分	1,560円
	粒度分布測定装置	1時間	1,730円
	パン型造粒機	1時間	640円
	熱定数測定装置	1時間	2,810円
	加圧成形機	1時間	790円
	陶芸用焼成炉	1時間	1,200円
機械電子	複合試験装置（環境試験のみ）	1時間	2,180円
	複合試験装置	1時間	5,090円
	落下衝撃試験装置	30分	1,700円
	小型環境試験機	1時間	620円
	振動試験装置	1時間	2,380円
	冷熱衝撃試験装置	1時間	820円
	加速寿命試験装置	1時間	600円
	電気計測機器	30分	470円
	静電気試験機	30分	520円
	インパルスノイズ試験機	30分	520円
	瞬断瞬停試験機	30分	520円

	ファーストトランジエント/バーストノイズ試験機	30分	480円
	雷サージ試験機	30分	710円
	放射イミュニティ測定システム	30分	1,250円
	耐水試験機	1時間	960円
工業材料	原子間力顕微鏡	30分	3,830円
	材料試験機	30分	1,370円。ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合にあつては、1,960円
	微小材料試験機	30分	2,150円
	分析走査電子顕微鏡	1時間	2,410円
	エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	570円
	硬さ試験機	30分	520円
	微小硬度計	30分	350円
	エックス線テレビシステム	30分	1,370円
	マイクロフォーカスエックス線検査装置	30分	920円
	エックス線CT検査装置	1時間	2,730円
	デジタルスコープ	30分	340円
	熱膨張計	1時間	680円
	機械加工	超精密加工機	30分
A T C付N C立型ミーリングマシン		30分	2,860円
N C金型磨き装置		30分	2,160円
N C創成放電加工機		30分	2,640円
ワイヤーカット放電加工機		30分	1,960円
N C形彫放電加工機		30分	2,370円
細穴放電加工機		30分	1,420円

	環境型微細プレス加工装置	30分	3,420円
	光学設計システム	30分	770円
機械計測	三次元測定機	30分	1,210円
	表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,720円
	レーザー干渉計システム	30分	1,440円
	真円度測定機	30分	1,250円
	画像測定機	30分	1,670円
	三次元表面構造解析顕微鏡	30分	3,000円
	万能測長機	30分	810円
	万能測定顕微鏡	30分	580円
	高分子材料加工	射出成形機	30分
アイゾット衝撃試験機		1時間	310円
混練押出機		1時間	2,280円
荷重たわみ温度試験機		1時間	950円
熱プレス		1時間	620円
メルトフローテスター		1時間	420円
樹脂流動解析システム		30分	2,210円
3Dプリンタ装置		1時間	8,270円
サポート材除去装置		1時間	670円
食品	生物顕微鏡システム	30分	430円
	凍結乾燥機	1時間	610円
	レトルト高圧蒸気滅菌器	1時間	330円
	恒温器	24時間	350円
	温度勾配恒温器	24時間	2,370円

	低温インキュベーター	24時間	1,250円
	食品用圧縮試験装置	30分	550円
金属材料	画像解析装置	30分	430円
	試料埋込機	30分	180円
	光学顕微鏡	30分	350円
	試料切断機	30分	570円
	大気焼成炉	1時間	2,300円
	雰囲気可変焼成炉	1時間	2,030円
	金属溶解炉	1時間	3,470円
	凝固解析装置	1時間	940円
	自動研磨装置	30分	690円
	分析	蛍光エックス線分析装置	1時間
I C P 発光分光分析装置		30分	1,600円
炭素・硫黄分析装置		30分	1,740円
ピーエッチ・メータ		30分	730円
マイクロウェーブ分解装置		1時間	3,990円
原子吸光分析装置		30分	520円
可視紫外分光光度計		30分	370円
顕微赤外分光分析装置		30分	960円
マイクロマシニング	アートワーク作成装置	1時間	1,560円
	スピンドーター	30分	500円
	両面マスクアライナ	1時間	2,750円
	スパッタリング装置	1時間	2,910円。ただし、金又は白金の膜を形成しようとする場合にあつては、5,620円

真空蒸着装置	1時間	2,860円
酸化拡散炉	1時間	2,660円
プラズマエッチング装置	30分	770円
ダイシングソー	30分	2,230円
ワイヤボンダ	30分	850円
ホール効果測定装置	30分	540円
光学式膜厚計	30分	610円
レーザー加工装置	1時間	1,320円
陽極接合装置	1時間	340円
レーザー描画装置	1時間	5,130円
触針式段差測定装置	30分	980円
ウェットエッチング装置	30分	430円
電解放電加工装置	1時間	300円
反応性イオンエッチング装置	1時間	8,570円

（注）使用の単位がこの表の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2項の表中

「	レーザー解析装置		330円	を				
	超高感度瞬間マルチ測光システム		810円					
	光スペクトラムアナライザー		940円					
	発光パターン計測装置		1,520円					
	顕微フーリエ変換赤外分光光度計		2,330円					
	超音波顕微鏡		2,090円					
	セルソーター		3,800円					
	円偏光二色性測定装置		5,290円					
」								
「	超高感度瞬間マルチ測光システム		810円	に、				
	光スペクトラムアナライザー		940円					
	顕微フーリエ変換赤外分光光度計		2,430円					
	超音波顕微鏡		2,100円					
	円偏光二色性測定装置		5,340円					
」								
「	集束イオンビーム装置		9,720円	を				
	液体クロマトグラフ・ガスクロマトグラフ質量分析計		10,500円					
」								
「	集束イオンビーム装置		9,720円	に、				
」								
「	3,840円	を	3,880円	に、	13,270円	を	14,610円	に、
」	2,710円		2,730円					
「	ビデオプロジェクター装置（第1研修室用）		200円	を				
	ビデオプロジェクター装置（多目的ホール用）		610円					
」								
「	ビデオプロジェクター装置		610円	に改める。				
」								

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2悠創の丘の項の次に次のように加える。

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
-------------------	--------------------------------	----------------	--------------

別表第3中

50,000円	を	51,000円	に改める。
50,000円		51,000円	
50,000円		51,000円	
50,000円		51,000円	
40,000円		40,800円	

別表第4第1項の表中

2,160円	2,880円	5,760円	を	2,190円	2,920円	5,840円	に、
--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	----

	入場料金を領収する場合	1,560円	2,080円	4,160円	を
研修室	1時間当たり			400円	

			入場料金を領収する場合		1,590円	2,120円	4,240円	
		研修室		1時間当たり	410円			
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり	10,000円			
			上記以外の場合	1日当たり	20,000円			
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり	130円			
			上記以外の場合	1人1日当たり	260円			
	グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり	4,000円			
			上記以外の場合	1日当たり	8,000円			
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり	50円			
			上記以外の場合	1人1日当たり	100円			
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり	2,000円			
		上記以外の場合		1日当たり	4,000円			

に改め、同表庄

内空港緩衝緑地の項中「1,100円」を「1,120円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に、「1,270円」を「1,300円」に、「2,540円」を「2,600円」に改め、同表最上中央公園の項中「860

円」を「880円」に、

1時間当たり
1,720円
1時間当たり
1,720円

を

1時間当たり
1,760円
1時間当たり
1,750円

に、「3,440円」を「3,500円」に、「8,600円」

を「8,770円」に、「34,400円」を「35,090円」に、「430円」を「440円」に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「480円」を「490円」に、「660円」を「670円」に、「19,000円」を「19,380円」に、「38,000円」を「38,760円」に、「250円」を「260円」に、「500円」を「520円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中「990円」を「1,010円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「3,960円」を「4,040円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「39,600円」を「40,390

円」に、「470円」を「480円」に、「940円」を「960円」に、「1,160円」を「1,180円」に、

1時間当たり
2,320円
1時間当たり
2,320円

を

「1時間当たり 2,360円」を「4,640円」を「4,740円」に、「11,600円」を「11,830円」に、「46,400円」を「47,330円」に、
 「1時間当たり 2,370円」

に、「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 580円」を「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 590円」に、「290円」を「300円」に、

「上記以外の場合 1時間当たり 580円」を「上記以外の場合 1時間当たり 600円」に、

「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 440円」を「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 450円」に、「880円」を「900円」に、

「1,760円」を「1,800円」に、「4,400円」を「4,490円」に、「17,600円」を「17,950円」に、「1,920円」を「1,960円」に、「3,840円」を「3,920円」に、「1時間当たり 960円」を「1時間当たり 980円」に、「250円」を「260円」に、

「1面1時間当たり 500円」を「1面1時間当たり 520円」に、「800円」を「820円」に、「1,750円」を「1,790円」に、
 「1人1回当たり 320円」を「1人1回当たり 330円」に、
 「1人1回当たり 400円」を「1人1回当たり 410円」に、
 「1人1回当たり 640円」を「1人1回当たり 660円」に、

円」に、「3,500円」を「3,580円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に、

「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 360円」を「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 370円」に、「720円」を「740円」に、

「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 500円」を「児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、

に、「上記以外の場合 1時間当たり 500円」を「上記以外の場合 1時間当たり 520円」に、「1,840円」を「1,880円」に、

に、「1時間当たり 3,680円」を「1時間当たり 3,760円」に、「7,360円」を「7,500円」に、「18,400円」を「18,770円」に、
 「1時間当たり 3,680円」を「1時間当たり 3,750円」に、

に、「73,600円」を「75,070円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「2,760円」を「2,820円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「2,440円」を「2,480円」に、「1時間当たり 920円」を「1時間当たり 940円」に、「610円」を「620円」に、

円」に、「460円」を「470円」に改め、同表中山公園の項を次のように改める。

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり				1時間当たり	
					1,020円	3,160円	4,130円	8,360円	1,020円	
				上記以外の場合	1時間当たり					1時間当たり
					2,040円	6,320円	8,260円	16,720円	2,040円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり	
				2,040円	6,320円	8,260円	16,730円	2,040円		
			上記以外の場合	1時間当たり				1時間当たり		
				4,080円	12,640円	16,520円	33,460円	4,080円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり				1時間当たり		
				3,160円	7,040円	10,400円	18,670円	4,690円		
			土曜日等の場合	1時間当たり				1時間当たり		
			3,880円	8,360円	12,340円	22,290円	5,510円			
入場料金を領収する場合	平日の場合	1時間当たり					1時間当たり			
		12,650円	28,150円	41,620円	74,660円	18,770円				
		土曜日等の場合	1時間当たり				1時間当たり			
			15,500円	33,460円	49,370円	89,150円	22,030円			
職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり				1時間当たり			
			18,870円	42,130円	62,320円	111,180円	27,950円			
	入場料金を領収する場合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人分に相当する額（その額が328,440円に満たない場合は、328,440円）							
		土曜日等の場合	1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額（その額が433,500円に満たない場合は、433,500円）							
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり				1時間当たり		
				420円	1,310円	1,720円	3,450円	420円		
			上記以外の場合		1時間当たり			1時間当たり		
					840円	2,620円	3,440円	6,900円	840円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり				1時間当たり		
				1,620円	3,520円	5,190円	9,310円	2,310円		
	土曜日等の場合		1時間当たり				1時間当たり			
			1,900円	4,170円	6,200円	11,090円	2,740円			
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり				1時間当たり		
				350円	1,050円	1,400円	2,800円	350円		
		上記以外の場合	1時間当たり				1時間当たり			
			700円	2,100円	2,800円	5,600円	700円			

	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
		上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合	1時間当たり 1,040円	2,450円	3,600円	6,520円	1時間当たり 1,620円
		土曜日等の場合	1時間当たり 1,310円	3,000円	4,430円	8,020円	1時間当たり 2,030円

別表第4第1項の表弓張平公園の項中「250円」を「260円」に、

1人1回当たり 500円

 を

1人1回当たり 520円

 に、「2,000円」を「2,040円」に、「4,000円」を「4,080円」に、「1,500円」を「1,530円」

に、「3,000円」を「3,060円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「10,000円」を「10,200円」に、「470円」を「480円」に、「940円」を「960円」に、「290円」を「300円」に、「580円」を「600円」に改め、同表の注書中「140,000円」

を「142,800円」に改め、同別表第2項の表中

300円	
200円	400円

 を

310円	
200円	410円

 に改め、同表山形県総合運動公園の項中

130円	250円
250円	500円
	110円
410円	820円

 を

130円	260円
260円	510円
	110円
420円	840円

 に、

1,760円	
30,500円	152,500円
20,330円	101,650円
15,250円	76,250円
6,100円	30,500円
3,050円	15,250円
5,690円	9,440円
9,440円	16,940円

 を

1,800円	
31,110円	155,550円
20,740円	103,680円
15,560円	77,780円
6,220円	31,110円
3,110円	15,560円
5,800円	9,630円
9,630円	17,280円

 に、

1,430円

 を

1,460円

 に、

440円
890円

 を

450円
910円

 に、

310円	620円
160円	310円
140円	280円
150円	300円

 を

320円	630円
160円	320円
140円	290円
150円	310円

 に、

560円
370円
1,480円
280円
280円

 を

570円
380円
1,510円
290円
290円

 に、

「

980円	1,960円
410円	820円
250円	

」を「

1,000円	2,000円
420円	840円
260円	

」に、「

260円

」を「

270円

」に、

「

810円

」を「

830円

」に、「

620円	1,240円
------	--------

」を「

630円	1,260円
------	--------

」に、

「

380円

」を「

390円

」に、「

250円	500円
60円	120円

」を「

260円	510円
60円	120円

」に、

「

610円

」を「

620円

」に、「

720円	
650円	

」を「

730円	
660円	

」に、

「

540円

」を「

550円

」に、「

3,460円	
1,730円	

」を「

3,530円	
1,760円	

」に改め、同

表中山公園の項を次のように改める。

中山公園	山形県野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	430円	1,410円
				上記以外の場合		700円	
			上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき	50円	
				高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合		70円	
			児童生徒等以外の者が使用する場合	130円			
		合宿所	児童生徒等が使用する場合	1人1泊につき	360円		
			上記以外の場合		480円		
			会議室		1室1時間につき	290円	570円
			浴室		1回	1,700円	2,120円
			温水シャワー		1回	1,430円	1,710円
	食堂		1時間につき	290円	570円		
	厨房		1賄いにつき	560円（1賄い日につき1,130円を超える場合は、1,130円）	1,120円（1賄い日につき2,260円を超える場合は、2,260円）		

	スコアボード	1時間につき	680円	1,360円
	放送設備	1時間につき	430円	860円
	ピッチングマシン	1台 1時間につき	430円	
	夜間照明施設	全灯使用 1時間につき	23,460円	150,960円
		2/3灯使用 1時間につき	15,500円	
		1/2灯使用 1時間につき	11,730円	
		1/3灯使用 1時間につき	7,750円	
第2野球場	スコアボード	1時間につき	210円	430円
	放送設備	1時間につき	210円	430円

別表第4第2項の表弓張平公園の項中「380円」を「390円」に改め、同別表第3項の表中

「1,000円」	を	「1,130円」	に、	「3,590円」	を	「4,060円」	に、	「12,600円」	を	「12,980円」	に、
「1,000円」		「1,130円」		「3,080円」		「3,480円」		「11,200円」		「11,540円」	
「1,430円」		「1,620円」		「1,960円」		「2,210円」		「10,900円」		「11,230円」	
「710円」		「800円」		「980円」		「1,110円」		「11,600円」		「11,950円」	
				「650円」		「730円」		「10,700円」		「11,020円」	
				「490円」		「550円」		「670円」		「760円」	
				「1,580円」		「1,790円」		「640円」		「720円」	
								「320円」		「360円」	
								「210円」		「240円」	
								「160円」		「180円」	

「 1,760円 1,720円 460円 260円 」	を	「 1,810円 1,770円 520円 290円 」	に、	「 760円 420円 230円 」	を	「 780円 470円 260円 」	に、	「 720円 3,040円 2,280円 1,520円 760円 」	を	「 740円 3,440円 2,580円 1,720円 860円 」	に、
「 3,100円 2,320円 1,550円 100円 170円 」	を	「 3,500円 2,620円 1,750円 110円 190円 」	に、	「 350円 180円 200円 100円 」	を	「 360円 190円 230円 110円 」	に、	「 190円 」	を	「 210円 」	に改め

る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2及び別表第4の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第47号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生涯学習センター条例施行規則（平成2年7月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中	「	5,990円	8,560円	8,980円	を	「	6,160円	8,800円	9,240円	に
	2,560円	3,660円	3,840円	2,630円		3,760円	3,940円			
	1,420円	2,030円	2,130円	1,450円		2,080円	2,180円			
	490円	710円	740円	510円		730円	760円			
	490円	710円	740円	510円		730円	760円			
	1,280円	1,830円	1,920円	1,310円		1,880円	1,970円			
	3,420円	4,890円	5,130円	3,510円		5,020円	5,270円			
	1,140円	1,630円	1,710円	1,160円		1,670円	1,750円			
	1,170円	1,680円	1,760円	1,200円		1,720円	1,800円			
	」			」						

改め、同別表第2項の表中「3,260円」を「3,350円」に、「400円」を「410円」に、「1,010円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「710円」を「730円」に、「2,030円」を「2,080円」に、「740円」を「760円」に、「1,520円」を「1,560円」に、「1,830円」を「1,880円」に、「810円」を「830円」に、「3,560円」を「3,660円」に、「1,320円」を「1,350円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「10,600円」を「10,900円」に改め、同別表第4項の表中

1,420円	1,630円	1,420円
500円	610円	500円
500円	610円	500円

を

2,260円	2,590円	2,260円
860円	990円	860円
860円	990円	860円

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。